

BSE対策に関する調査結果(平成27年9月末現在)

平成28年3月
厚生労働省生活衛生・食品安全部

1 調査の趣旨

食品安全委員会が平成24年10月及び平成25年5月に取りまとめた、牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価を踏まえ、関係省令を改正し、これまでの全月齢の頭部(舌及び頬肉を除く。)、脊髄及び回腸遠位部から、30か月齢以下の頭部(扁桃を除く。)及び脊髄を除外し、BSE検査対象月齢を21か月齢以上から30か月齢超(平成25年4月)、さらに48か月齢超(平成25年7月)とした。このため、特定部位の除去対象月齢(30か月齢超)や検査対象月齢(48か月齢超)による分別管理について、ガイドラインで具体的な方法を示した(平成25年2月、同年6月、平成27年3月)。

と畜場においては、常駐していると畜検査員の監督下で、日々、と畜場側の衛生管理責任者及び作業衛生責任者の管理による特定部位の除去、廃棄及び焼却等が行われており、関係法令及び関係通知の遵守状況を確認するため、と畜場における、BSE対策に関する実態調査を定期的に行うこととしたものである。

2 調査結果

	平成27年 9月末現在	平成26年 9月末現在
1 調査対象施設	143 施設	147 施設
牛のとさつを行っていると畜場数	137 施設	141 施設
めん羊又は山羊のとさつを行っていると畜場数	62 施設	62 施設
2 通常の牛のスタンニング方法(重複を含む)		
(1)スタンガン(とさつ銃)を使用していると畜場数	132 施設	136 施設
(2)と畜ハンマーを使用していると畜場数	18 施設	16 施設
(3)圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていると畜場数	0 施設	0 施設
(4)その他	0 施設	0 施設
3 牛のとさつ時の不動物の方法について		
(1)電流、パルスによる不動物装置を使用	49 施設	50 施設
(2)強力スタンナー使用による不動物	4 施設	6 施設
(3)(1)(2)以外の不動物方法	6 施設	5 施設
4 月齢による分別管理について		
(1)分別管理を行っている月齢		
① 48か月齢と30か月齢で3区分に分別管理している	66 施設	72 施設
② 48か月齢のみ区分管理し、30か月齢では分別管理せずに全ての牛の頭部、脊髄を特定部位として取り扱っている	71 施設	69 施設
(2)分別管理の方法		
① 曜日等、日によって分別管理している	6 施設	4 施設
② 時間によって分別管理している	20 施設	24 施設
③ と室等、場所によって分別管理している	0 施設	0 施設
④ ①から③で分別せず、タグ等により識別して分別管理している	82 施設	84 施設
⑤ その他	29 施設	29 施設
5 30か月齢超の牛の背割りによる脊髄片の飛散防止について		
(1)基本的事項		
① 鋸の歯を洗浄しながら切断し、脊髄片を回収している	132 施設	136 施設
② 回収した脊髄片を焼却している	132 施設	136 施設
③ 背割鋸は一頭毎に十分に洗浄消毒している	132 施設	136 施設
④ 背割り後、脊柱中の脊髄を金属性器具を用いて除去している	132 施設	136 施設
⑤ 除去後、高圧水により洗浄している	132 施設	136 施設
⑥ と畜検査員が枝肉への脊髄片の付着がないことを確認している	132 施設	136 施設
(2)(1)の基本的事項以外の飛散防止措置を講じていると畜場数		
① 背割りを正中線からずらしている	6 施設	8 施設
② 背割り前に脊髄吸引機等を用いた除去を行っている	114 施設	117 施設
(3)背割りを行っていない	4 施設	4 施設

6 舌扁桃の除去について		
(1) 左右の最後位有郭乳頭を結ぶラインを垂直に切断している	10 施設	10 施設
(2) 最後位有郭乳頭から舌根側に掛けて舌表面(上皮～粘膜固有層)を除去している	101 施設	108 施設
(3) その他	26 施設	23 施設
7 30か月齢以下の牛の頭部(舌、頬肉及び皮を除く。)の使用について		
(1) 30か月齢以下の牛の頭部の処理方法		
① 作業場所により30か月齢超の牛の頭部と分別している	12 施設	14 施設
② 時間により30か月齢超の牛の頭部と分別している	21 施設	20 施設
③ その他の方法により30か月齢超の牛の頭部と分別している	9 施設	10 施設
④ 30か月齢以下の牛の頭部を食品として使用していない	95 施設	97 施設
(2) 30か月齢超の牛の頭部から、舌及び頬肉以外の部位を除去していないことについて、処理後に、と畜検査員の確認を受けている。	136 施設	140 施設
8 30か月齢超の牛の頭部の皮の使用について		
① スタニング孔をふさぎ、脳及び脊髄による皮の汚染を防いだ上で、食品として使用している	1 施設	
② その他の方法により、脳及び脊髄による皮の汚染を防いだ上で、食品として使用している	0 施設	
③ スタニング孔からの脳及び脊髄による皮の汚染を防ぐ措置はとらずに、食品として使用している	0 施設	
④ 30か月齢超の牛の頭部の皮を食品として使用していない	135 施設	
9 牛の特定部位の専用容器での保管及びと畜検査員による確認について		
(1) 専用容器に保管し、と畜検査員の確認を受けて焼却している	137 施設	141 施設
(2) 専用容器に保管しているが、と畜検査員の確認を受けずに焼却している	0 施設	0 施設
(3) 専用容器に保管していない	0 施設	0 施設
10 牛の特定部位の焼却について(重複を含む)		
(1) と畜場内の施設で焼却している	35 施設	40 施設
(2) 産業廃棄物処理業者に委託し焼却している	31 施設	33 施設
(3) 市町村等の産業廃棄物処理施設で焼却している	13 施設	13 施設
(4) 専用の化製場で肉骨粉にしてから焼却している	46 施設	43 施設
(5) 専用の化製場以外の化製場で肉骨粉にしてから焼却している	18 施設	20 施設
11 と畜場の設置者または管理者による牛の特定部位の焼却の確認について		
(1) 特定部位が確実に焼却されることを確認し、記録を保管している	137 施設	141 施設
(2) 特定部位が確実に焼却されることを確認しているが、記録を保管していない	0 施設	0 施設
(3) 特定部位が確実に焼却されることを確認していない	0 施設	0 施設
(4) その他	0 施設	0 施設
12 めん羊及び山羊のSRMの焼却について(重複含む)		
(1) と畜場内の施設で焼却している	22 施設	23 施設
(2) 産業廃棄物処理業者に委託し焼却している	10 施設	12 施設
(3) 市町村等の産業廃棄物処理施設で焼却している	13 施設	13 施設
(4) 専用の化製場で肉骨粉にしてから焼却している	11 施設	8 施設
(5) 専用の化製場以外の化製場で肉骨粉にしてから焼却している	8 施設	8 施設
13 文書の作成等に関すること		
(1) 牛又はめん羊、山羊のとさつを行っていると畜場数	143 施設	147 施設
(2) SRMに係るSSOPの作成について		
① SSOPは作成済みである	143 施設	147 施設
② SSOPは作成されていない	0 施設	0 施設
(3) SSOPに基づく点検及び確認並びに記録について		
① SSOPに定められた頻度で点検を実施し、記録を保管している	143 施設	147 施設
② SSOPに定められた頻度で点検を実施しているが、記録を保管していない	0 施設	0 施設
③ SSOPに定められた頻度で点検を実施できていないが、記録は保管している	0 施設	0 施設
④ SSOPに定められた頻度で点検を実施しておらず、記録も保管していない	0 施設	0 施設
⑤ その他	0 施設	0 施設

■ BSE対策の経緯

	国 内			輸 入	
	検査対象	SRM除去	その他の動き	米国・カナダ	ヨーロッパ
H 8. 3 H13. 2					英国産：禁止 EU産：禁止
H13. 9 H13. 10	国内で1頭目のBSE感染牛確認				
H13. 10 H14. 6 H15. 5 H15. 12 H16. 2	全頭検査	・除去・焼却義務づけ -頭部(舌・頬肉以外) -せき髄 -扁桃 -回腸遠位部	・肉骨粉飼料完全禁止 ・牛海綿状脳症対策特別措置法の公布	カナダ産：禁止 米国産：禁止	
H17. 8 H17. 12 H21. 4 H21. 5	21か月齢以上	・せき柱の使用禁止	・ピッシング禁止 ・OIE総会で「管理されたリスクの国」と認定	20か月齢以下 輸入再開 ※H18.1～7 混載事例発生のため米国産の輸入手続停止	
H25. 2 H25. 4 H25. 5	30か月齢超	・30か月齢超のせき柱使用禁止 - 除去・焼却義務づけ ・30か月齢超の頭部(舌・頬肉以外)、せき髄 ・全月齢の扁桃、回腸遠位部	・OIE総会で「無視できるリスクの国」と認定	30か月齢以下	フランス(30か月齢以下)、オランダ(12か月齢以下)輸入再開
H25. 7	48か月齢超			※その他の国については次ページ参照。	



■ BSE発生国への対応

H28年6月8日現在

国名	OIE ステータス	H17 年度	～	H24 年度	H25 年度	H26年度	H27年度	H28年度
アメリカ	 無視できる リスク					一定条件下で輸入再開（H17年12月12日～）		
カナダ	 管理された リスク					一定条件下で輸入再開（H17年12月12日～）		
フランス	 管理された リスク					一定条件下で輸入再開（H25年2月1日～）		
オランダ	 無視できる リスク					一定条件下で輸入再開（H25年2月1日～）		
アイルランド	 管理された リスク					一定条件下で輸入再開（H25年12月1日～）		
ポーランド	 管理された リスク					一定条件下で輸入再開（H26年8月1日～）		
ブラジル	 無視できる リスク						一定条件下で輸入再開 （H27年12月21日～）	
ノルウェー	 無視できる リスク						一定条件下で輸入再開 （H28年2月2日～）	
デンマーク	 無視できる リスク						一定条件下で輸入再開 （H28年2月2日～）	
スウェーデン	 無視できる リスク						一定条件下で輸入再開 （H28年2月26日～）	
スイス・リヒテンシュタイン	 無視できる リスク						輸入条件の協議中 （H27年12月食品安全委員会答申）	
イタリア	 無視できる リスク						一定条件下で輸入再開 （H28年5月2日～）	

一定条件：SRM除去及び30か月齢以下であること（）等

（アメリカ及びカナダはH25年1月まで20か月齢以下（）、オランダはH27年6月まで12か月齢以下（）、ブラジルは48か月齢以下（））



Ministry of Health, Labour and Welfare